

平成29年度

第3回 国民健康保険運営協議会議事録

日 時 : 平成30年3月27日(火) 午後1時30分～

場 所 : 中標津町役場 101号会議室

中 標 津 町

出席委員 (7名)

○公益を代表する委員

小柳ひろみ

石田康雄

須郷洋機

○被保険者を代表する委員

中川一平

朝長能成

高玉晴美

○保険医または薬剤師を代表する委員

富澤古志郎

事務局 (9名)

町長

町民生活部長

住民保険課長

納税課長

健康推進課長

国保・高齢者医療係長

国保・高齢者医療主査

健康推進主査

徴収対策係長

事務局： 本日は、大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。  
定刻となりましたので、只今から平成 29 年度 第 3 回 中標津町国民健康保険運営協議会を  
開催いたします。  
それでは開会にあたりまして会長からご挨拶申し上げます。

会長： みなさん、こんにちは。 本日は、時節柄何かとご多忙中のところ、当国民健康保険運営協  
議会にご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。  
また、委員のみなさまには、日頃より国民健康保険の円滑な運営に深いご理解とご協力を  
いただいておりますことに厚くお礼申し上げます。  
さて、本日は、このあと事務局から、「平成 29 年度事業決算見込み」並びに「平成 30 年度の事  
業予算」について、また、制度改正に伴う「国民健康保険条例の改正」及び税制改正に伴いま  
す「国民健康保険税条例の改正」について、ご説明いたします。  
皆様のご意見をいただきながら、本日の議事・運営に努めて参りたいと思いますので、ご協力  
を賜りますよう、よろしくお願いを申しあげ、開会の挨拶といたします。

事務局： 続きまして町長から、ご挨拶を申し上げます。

町長： 西村でございます。  
本日は何かとお忙しいところご出席を賜りありがとうございます。  
また、日頃より協議会運営に際しお力添えをいただき改めまして御礼申し上げます。大  
変ありがとうございます。  
開会に際しまして、一言ご挨拶申し上げます。  
本来であれば、議会提案前にご報告するところではありますが、3月定例議会も終了し、平成  
30 年度を目前にした年度末に開催となりましたことご了承いただきたいと存じます。  
さて、平成 30 年度から、国の新国保制度改革に伴い、北海道が財政運営の主体となり、「国  
民健康保険運営方針」に基づき、市町村との連携、役割分担により、共同運営を行うこととなりま  
した。  
新たな予算の内容は、前年と比較し、大きく変革しており、予算規模で、対前年度 5 億 1 千 2  
百 82 万 4 千円減、率にして、17.0%減となる 25 億 7 百 22 万 3 千円となったところであります。  
本日は、国民健康保険事業特別会計の平成 29 年度決算見込と新たな予算編成となりました  
平成 30 年度予算について、ご説明させていただきますとともに、制度改正及び税制改正に伴い  
ます条例の改正についてご報告いたします。  
詳細は後ほど担当から説明させますが、委員の皆様から数多くのご意見、ご提言を賜りたいと  
存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

事務局： 町長はこの後、他の公務がございますので、申し訳ございませんが、ここで退席させていた  
だきますことをご了承願います。

事務局： それでは、この後の会議の進行は会長が行うこととなっておりますのでよろしくお願いをいたしま  
す。

会長： それでは、議事録署名委員 2 名について議長が指名させていただいてよろしいでしょ  
うか。

－ 委 員 了 承 －

では、議事録署名委員に、石田委員と朝長委員にお願いします。

会 長： それでは、さっそく議事にはいりたいと思います。  
議題第1号「平成29年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」、事務局より説明をお願いします。

－ 別紙資料により事務局説明 －

会 長： 説明が終わりましたので質疑、ご意見を受けます。  
何かございませんか。

会 長： なければ、次に議案第2号「平成30年度国民健康保険保健事業特別会計予算について」、事務局より、説明を願います。

－ 別紙資料により事務局説明 －

会 長： 説明が終わりましたので質疑、ご意見を受けます。  
何かございませんか。

会 長： 無ければ、議案第3号「国民健康保険条例及び国民健康保険税条例の改正について」、事務局より説明をお願いします。

－ 別紙資料により事務局説明 －

会 長： 説明が終わりましたので質疑、ご意見を受けます。何かございませんか。

須郷委員： 葬祭費というのは、加入者が亡くなったときにできるものですか。

事務局： 加入者が亡くなり葬儀を執り行う方に対し支給されるものとなっております。現行1万円の支給でしたが、全道統一に伴い3万円の支給と変更されます。

須郷委員： 今回説明された条例で基礎課税分が54万円から58万円と引上げになるが、これは加入者にとっては良いことになるのか。どうなのですか。

事務局： 賦課限度額は保険税の計算において所得に対して税率をかけている部分があり、そこに上限をつけるものでありまして、今回、その上限額が増えることとなります。すべて合計しますと、93万円、今までは89万円で4万円増えることとなりますので、高所得者にとっては保険税が上がることとなります。

須郷委員： わかりました。

会 長： 他に何かございますか。

会 長： なければ次に保健センターより報告があります。  
事務局より説明をお願いいたします。

－ 別紙資料により事務局説明 －

会 長： 説明が終わりましたので質疑、ご意見を受けます。  
何かございませんか。

会 長： それでは、その他として委員の皆様、何かございますか。  
なければ、事務局より何かございますか。

事 務 局： 平成 30 年度国民健康保険事業特別会計予算」及び「国民健康保険条例の改正」につきましては、議会終了後のご提案となりましたことご了承いただきましてありがとうございます。  
その他として、3 点、報告をさせていただきたいと思います。

1 点目でございますが、

前阿部会長に対する北海道社会貢献賞(国民健康保険事業功労者)表彰の伝達につきまして報告させていただきます。

国民健康保険運営協議会委員として平成 9 年 4 月から連続 12 年間、会長として平成 21 年 4 月から 8 年間にわたり国民健康保険事業の健全かつ円滑な運営に大きく貢献された方に与えられます「北海道社会貢献賞(国民健康保険事業功労者)表彰」を前阿部会長が受賞されまして、表彰状と記念品の伝達を、昨年(平成 29 年)11 月 7 日(火)中標津町役場 2 階町長室におきまして、保険者であります西村町長同席のもと、北海道根室振興局笹原保健環境部長より伝達させていただきましたのでご報告いたします。

次に 2 点目でございます、高玉委員の国保資格喪失に伴います退任につきまして報告させていただきます。

高玉委員におかれましては、平成 27 年 4 月から連続 3 年間にわたり国民健康保険運営協議会委員として、務めていただきましたが、今般、社会保険に加入することで、国民健康保険被保険者としての資格を喪失することとなりましたので、今年度をもって退任することとなりましたのでご報告いたします。

なお、高玉委員には、3 月 31 日付けで礼状を送付する予定でございます。

また、後任につきましては、公募要領を整備し、国民健康保険被保険者から募集したいと考えておりますので、新年度第 1 回の運営協議会までに決定し、ご報告できればと思います。よろしく願いいたします。

最後にもう 1 点、先ほど条例改正にてご報告いたしましたとおり、中標津町国民健康保険運営協議会の名称が、中標津町国民健康保険事業の運営に関する協議会に変更となりますことから、任期途中ではありますが、委嘱状を再交付させていただきますのでよろしくお願いいたします。

会 長： ありがとうございます。説明が終わりまりましたので質疑、ご意見を受けます。  
何かございませんか。

無いようですので、以上をもちまして、本日の議題については全て終了しました。  
委員のみなさんには、たいへんありがとうございました。

これをもちまして、運営協議会を閉会いたします。お疲れ様でした。